

## Ⅱ 債務者の財産状況の調査

西川佳代

### 1 はじめに

民事執行法の改正のあゆみは、その時代時代の社会情勢を背景に「債権者の権利実現の実効性確保」という一つの方向を目指してきたと考えられる（松村論文）。

特に、本稿のテーマである債務者の財産状況の調査については、債務名義を有しながらも、執行対象となる債務者の財産を発見することができない債権者にとっては、権利実現のために重要な意味を有するものである。既に平成15年改正により、債務者自身による財産開示手続が創設されていたものの、それでは不十分であるという声が高まり今回の改正に至った。

本稿では、債務者の財産状況の調査、つまり、「債務者の財産開示手続の改正」と新設された「第三者からの情報取得手続」の2つの点について概観するものである。

### 2 債務者の財産開示手続の改正

#### (1) 改正の背景

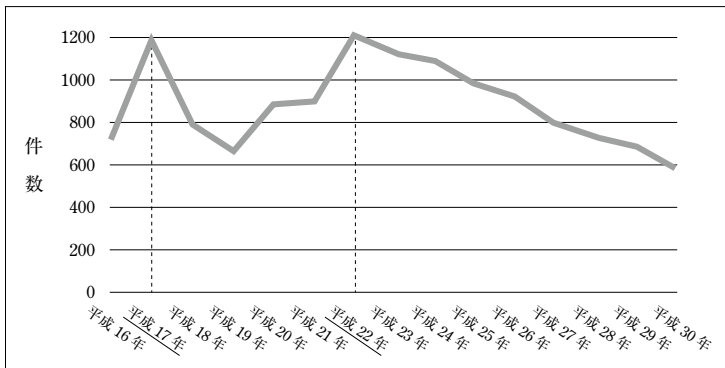
##### 1) 財産開示手続の利用状況

金銭債権につき債務名義を有する債権者が強制執行を申し立てるためには、差押えの対象となる債務者の責任財産を特定する必要がある。わが国

においては、民事執行法制定当時、また、それ以前の旧民事訴訟法において強制執行に関する規定が定められていた時代においても、債権者が債務者の財産情報を把握するための手続は存在せず、もっぱら債権者が執行手続外で、自力で債務者の財産情報を収集するか、預貯金債権について債権執行を探索的に利用する方法によっていた。司法統計年報によれば、平成31年度の債権執行申立総数124,585件に対して取下げ102,958件であり約83%が取下げである。取下げ理由は明らかではないが、差押命令発令後の第三債務者の陳述により預貯金債権の不存在が明らかになった場合などが含まれると思われる。

しかし、現代社会においては財産情報の匿名化・秘匿化が進み、債権者が財産を発見することに困難を伴う。そこで、まず平成15年民事執行法改正により、債務者の財産開示手続(旧196条以下)が導入された。この債務者の財産開示手続については、立法当初はその期待の高さからか利用が多かったが(平成17年度)、その後停滞し、過払金請求事件の増加の影響で再度利用が高まるものの(平成19年度～平成22年度)、近時では下降気味であった〔表〕参照。司法統計年報より作成)。

表・財産開示新受件数の推移



## 2) 利用不調の理由

債務者の財産開示手続の利用が伸びなかった理由としては、いくつかの理由があると考えられる。

まず、執行裁判所に財産開示手続実施決定を申立てることができる債務名義が限定されていた点を指摘することができる（なお、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者も申立権者であるが [197条2項]、ここでは債務名義の問題に限定する。）。民事執行法旧197条1項では、「執行力のある債務名義の正本」のうち「第22条第2号、第3号の2から第4号まで若しくは第5号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く」とされており、具体的には、債務名義の中でも、確定判決、和解調書、調停調書などを有する者に申立権者が限られていた。これらの債務名義に限定されていた理由は、他の債務名義に比して、権利の確定の度合いが高く、不当執行の恐れが少ないことにあったと考えられる。もちろん、このような配慮の必要性は理解できるものの、民執法22条各号の文書は、いずれも執行法上は債務名義として同一の効力を持つとされていたにもかかわらず、財産開示の場合においてのみ効力が異なるのはなぜかという理論的課題もあった。

次に、これに加えて強制執行不奏功要件が存在し、前提として一旦執行手続を利用するか、知っている財産に強制執行を実施しても完全な弁済を得ることができないことの疎明が必要である（197条1項1号、2号）。

さらに、以上のように財産開示手続実施決定の要件が厳しい反面、例え実施決定がなされたとしても、債務者が開示期日に出頭しない場合等には30万円の過料に処されるのみであった。そのため、出頭率もここ数年は50%前後であり（釧持他・概況3頁【表1】）、また、出頭したとしても財産情報が獲得できるかどうかは別問題であるため、債務名義を有する債権者にとって有益な手続であるとは言えなかったと考えられる。

## 3) 財産開示手続立法時の議論

それではなぜ財産開示手続はこのような形で立法されたのか。そもそも

債務者の財産開示手続は強制執行開始のための「準備」としての手続であると考えられるが（例えば、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』835頁においては「準備執行」として位置づけられている）、確定性の高い債務名義の存在と執行不奏功要件が課されていたことから、立法時においてはむしろ「最後の手段」として位置づけられていたと考えられる。

というのも、財産開示手続立法当時は、個人情報保護の意識が高まってきた時でもあり（「個人情報の保護に関する法律」の制定は平成15年である。）、債務者の財産情報が一旦開示されれば、後に債務名義上の権利の存在が否定された場合——すなわち、不当執行となった場合——には、開示されなかった状態には復元され得ないという点が強調されていた。例えば、債務名義のうち、仮執行宣言付判決は上訴審において覆される可能性があるものであるし、そもそも裁判による権利確定手続を経ていない執行証書および支払督促については、不当執行の場合でも原状回復可能な金銭債権に限り認められたものである。その上、特に執行証書については、当時は白紙委任状による作成など悪質な業者による濫用事例があることも指摘されていた。そのため、不当執行の可能性が高い債務名義については、財産情報の開示まで強制することはできないと考えられていたのである。

さらに当時は多重債務者が社会問題となっていた時期でもあり、「債権者＝事業者」が「債務者＝消費者」に対して財産開示手続を利用するというケースが想定され、財産開示手続が業者によって濫用されることに歯止めをかける必要があると考えられていた。

以上から、立法時には財産開示手続の必要性は認識されていたものの、濫用されないように手当てした上で、これまでの日本の執行法体系にはなかった財産開示を限定的に導入したと評価されよう（この点、法制審議会民事執行法部会第1回会議において、松下淳一教授は「財産開示は〔中略〕、平成15年改正で創設されたものですが、当時の議論、私が記憶している限りでは初めてこういう制度を作るということで、濫用を懸念し控えめな設計をするというのが平成15年の法改正のときの、明示的には書かれていないかもし

れませんが、関係した方々のお考えではなかったかと思います。裏返しますと、実際に作った法律を運用してみて濫用がなければ少しずつかもしれませんが、より強力な制度に改めるということは当初から想定されていたのではないかと、言わば小さく産んで、以後少しずつ大きく育てるとということが想定されていたのではないかと思います」と述べている。法制審議会民事執行法部会第1回会議（平成28年11月18日）議事録〔PDF版〕8頁）。

#### 4) その後の社会情勢の変化と債権者・債務者像の転換

財産開示手続の立法後、平成18年の貸金業法改正により、執行証書の作成に関する委任状の取得が全面的に禁止されたほか、多重債務者数が減少してきた（借入件数が5件以上の多重債務者数は、平成18年の230万人に対し、平成28年には10万人となっている。内野=剣持・運用実務8頁注9）。そして、過払金訴訟の増加により、財産開示の対象となる債務者像が「消費者」から「事業者」に転換したことも指摘できよう。

他方、近時では養育費等の不払いが問題視されるようになり、その支払いを確実にするため執行証書を活用することなどが着目・推奨されている（例えば、法務省民事局>離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～>養育費 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00016.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00016.html) [最終アクセス2021年8月1日]）。この点、養育費等の債権の実効性確保が昨今の執行法改正の一つの傾向であり、まさに今回の債務者の財産状況の調査の立法の際に念頭に置かれている債権者像は養育費等の支払いを受けることができていない債権者である。

つまり、今回の改正では、制度構築の上で平成15年当時とは債務者像だけでなく債権者像も転換していることが指摘でき、債務者の財産情報を開示することに対する債権者の必要性の方が、開示が債務者に与える危険性よりも上回っていると考えられたのである。

## (2) 債務者の財産開示手続の改正点

### 1) 申立権者の範囲拡大

今回の改正により、債務者の財産開示手続の申立権者については、執行不奏功要件は残されたものの、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者すべてに拡大された(新197条1項本文)。これにより、養育費等に係る債権を公正証書により債務名義化した場合や、犯罪被害者の賠償請求権等(22条3の2)の履行確保に資すると考えられる。

さらに、このことから波及して「金銭の支払いを命ずる仮処分」による財産開示申立てが可能かという点が問題となる(内野=劍持・運用実務9頁)。民事保全法52条2項は、「物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす」としているので、金銭の給付を内容とする仮処分命令は債務名義とみなされることになるが、同様に暫定的な法律関係を形成するにとどまる仮執行宣言付判決(22条2号)によって財産開示手続を申し立てることができることとなるため、金銭の支払いを命ずる仮処分も財産開示手続の利用が可能となると考えられる(法制審議会民事執行法部会第14回(平成29年12月15日)会議議事録[PDF版]4頁松波発言。内野=劍持・運用実務9頁)。

保全執行については2週間の期間制限があるが(民保43条2項)、通説的には2週間以内に執行着手があれば足り、完了までは要しないと解されている。そこで、まず、民事執行法上は財産開示手続は執行の一種類として位置づけられていると考えられ(前述2(1)3)), また、申立てから財産開示手続実施決定まで要件の審査があり事案によりその期間が異なるであろうから、財産開示手続実施決定の申立てをもって執行の着手と見るべきであろう。

次に、仮処分命令による財産開示手続により債務者の財産についての情報を得た場合、財産開示手続が実施されている間に2週間の執行期間が経過すると考えられるが、その後に当該仮処分命令に基づく強制執行を行うことはできるのかが問題となる。

法制審議会においては、財産開示手続により債務者財産に関する情報を得た債権者が採り得る手段として、次の2つが議論されていた（内野＝劍持・運用実務10頁）。まず、(a) 保全命令の送達から2週間を経過したときは、財産開示手続により判明した財産につき強制執行をすることはできず、当該財産に対し、仮差押命令の申立てによるか、改めて金銭の支払を命ずる仮処分を得た上で強制執行の申立てをするという考え方と、(b) 財産開示手続とこれにより判明した財産に対する具体的な強制執行は、債務名義の満足という同一の目的に向けられた連続性のある民事執行であるとして、その後の強制執行申立ての時点で別途この期間制限を考慮する必要はない、というものである。

保全執行の2週間の制限が、「保全の必要性」の変化や怠慢な債権者を牽制するものだとする点に着目するならば、(a) 説に親しみ、もう一度審理し直すべきということも考えられる。しかし、そもそも仮処分命令が金銭「支払い」の仮処分であるにもかかわらず、差押えに止まる「仮差押え」に転化させるのはおかしく、また、あらためて双方審尋の上で仮処分を得ることも債権者にとっては負担が大きく、金銭の支払いを命ずる仮処分の意味がなくなるように思われる。

債務者の財産開示手続の性格を「執行のための準備段階」と考え、その後の執行に連なる一連の手続ととらえるならば(b) 説に親しみ、実際上も(a) 説に比べて迂遠ではなく有益であると考えられるが、民事執行法上は「債務者の財産調査」も他の執行手続と並ぶ独立した「執行の一種」であることに着目するならば、(b) 説も安易には認められないと考えられる。

なお、定期金の支払を命ずる仮処分については、賃金債権につき定期金の支払いを命ずる仮処分のケースについて最高裁が、仮処分命令の送達の日より後に支払期限が到来するものについては、送達の日からではなく、当該定期金の支払期限から民事保全法43条2項の期間を起算するとしているため（最決平17・1・20集民216号57頁）、当該債権者は、改めて仮処分の

申立てをしなくても、その後に支払期限が到来するものについて、財産開示手続により判明した債務者の財産に対する強制執行の申立てをすることができることとなろう（養育費については予備的差押えの立法により1度の申立てでよいが[151条の2]、それ以外の場合にはこれに該当する）。

## 2) 罰則の強化

前述のように、これまで財産開示手続が実効的でなかった理由として、手続違背の罰則が30万の過料であり、例えばそれ以上の財産を有するものにとっては軽いものであったこと、そして、手続法違背における過料の裁判がなされることが従来なかったことによるものと言われてきた。そこで民事執行法旧206条1項（過料）は改正され、新たに、213条1項に5号「執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず又は宣誓を拒んだ開示義務者」及び6号「第百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつて、正当な理由なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたもの」が追加され、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金とされた。

すでに令和2年10月には全国で初めて財産開示手続に出頭しなかった者が民事執行法違反で書類送検されているほか、その後も同様のケースが相次いでいる（神奈川新聞2020年10月20日 <https://www.kanaloco.jp/limited/node/274315> [最終アクセス2021年8月1日]、朝日新聞朝刊東京南部2021年3月6日など）。

## 3) 改正後の概要

東京地方裁判所民事執行センターが公表した令和2年度の統計によれば（剣持淳子＝中西永「令和元年改正民事執行法施行1年を経過して」判例秘書ジャーナル文献番号HJ100114）。新受件数539件のところ出頭・開示率52.7%であり、平成27年から前年度までの出頭率が46.7%程度であったことを考えるとコロナ禍の状況下にもかかわらず上昇している。また、新受件数自



体も増加している。実際に債務者の財産情報が得られたかどうかはここからはわからないが、件数、出頭・開示率については改善していると見ることができ、今後の動向が注目される（大阪地裁においては、財産開示手続の申立件数は急増しているが、出頭率の増加はわずかであるとのことである。相澤聡「大阪地裁における改正民事執行法の運用状況」金法2161号12頁（2021年））。

### （3）債務者保護をどう考えるか

以上のように財産開示手続は、申立権者の範囲が拡張されるとともに、不出頭による罰則の強化によってより強化されている。しかしその反面、そもそも財産開示手続導入当初に懸念されていた不当執行の問題は、特に手当をされないままである。つまり、不当執行の恐れが高くなったということが出来る。

そこで債務者に不服がある場合、迅速かつタイムリーに救済方法を利用することが必要であろう。しかし、救済方法を与えることは、執行妨害を助長することにもなりかねず、この辺のバランスが難しいところでもある。

実際、財産開示に対して、どのような債務者の救済方法があるか。

まず、財産開示実施決定について手続法上の不服がある場合には（もちろん、違法執行であれば可能。一般の先取特権の場合は実体上の理由も主張できる）、197条5項の執行抗告をすることができ、執行停止の裁判を得ることによって、財産開示を一時的に免れることができるが、ここでは執行停止が認められるのみであり、弁済など実体法上の権利で争っている債務者の救済方法としては、請求異議の訴え（35条1項）等、判決手続での決着が求められる。例えば、執行証書の場合には、請求異議の訴えを提起（及び民事執行法36条の執行停止・取消の裁判を執行停止・取消文書として提出（民執203条、39・40条）。特に弁済済みである場合には、弁済受領文書を執行停止文書として提出し（4週間停止）、請求異議の訴え提起及び民事執行法36条の

執行停止・取消の裁判を執行停止・取消文書として提出（民執203条、39・40条）することになる。

このように、実体法上の事由を主張する場合、開示手続を阻止するためには結局のところ債務者が請求異議の訴えを起こすなどの負担を負うことになる。この点、債務名義の種類によっては、債権者の債務名義作成のための手続負担と比較すると起訴責任分担に疑問がある。例えば、執行証書のように簡易に作成可能な債務名義による財産開示については、執行法上の不服申立手続による簡易な阻止手段を与えるべきではないだろうか。

#### （４）改正されなかった点

##### １）強制執行の不奏功等の要件

強制執行不奏功の要件は、財産開示手続が債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであるから、債権者によって財産開示手続を行う「必要性」を立証すべきとの観点から設けられている。しかし、改正前は、これが早期の手続利用を妨げているので撤廃すべきとの議論があった。

これに対して実務では、債務者の住居所在地の不動産登記事項証明書の提出等により債務者名義の不動産が見つからないことなどが確認されればそれで良いとしている例が多いとのことである。また、実務においてはこの要件を満たさないことを理由とする申立て却下事例がほとんどない。

これらから、執行不奏功要件は実務上それほどの負担ではないとされるが、そうであるとすれば、これを要求することには、当初期待されていた「必要性」の立証という意味がないことになる。改正により撤廃されてもよかったとも思えるが、財産開示を求めることができる債務名義の範囲が拡大された今こそ、債権者による財産開示を行う「必要性」の立証が重要となると考えられ、実務上の運用も確定判決などが債務名義である場合はともかく、それ以外の場合はより厳密に行われるべきではないだろうか。

また、執行の不奏功要件の審理の際に、債務者において弁済に十分な資

産があることを証すれば開示を免れるとすべきとの議論もあった。これについては、結局開示の前倒しになるとの批判がある。上述のように不当執行の恐れが高まったことを考えるならば、この段階で、債務者の言い分をきくことも解決策の一つであろう。

## 2) 過去に処分された財産に関する情報取得手段

次に、財産開示手続における債務者の陳述義務の範囲は、財産開示期日での陳述の時点で債務者が有する積極財産の範囲に限定される。つまり、それ以前に処分された財産については、陳述義務は課されていない（この点、第三者開示も同様である）。

中間試案段階までは、財産開示手続と詐害行為取消権とを関連付けて、過去処分財産も対象とすべきとの議論があったが、最終案では採用されなかった（中間試案補足説明12頁）。これは、財産開示手続が当該債務名義による執行のためのものであり、過去の財産についても開示するとなると目的外となるためとされた。これも財産開示の位置づけが、執行の準備ではなく「民事執行の一種」という発想からくるものではないだろうか。

## 3) 債務者の財産開示手続における和解

財産開示手続には、それまで対面する機会のなかった債権者と債務者を、裁判所において引き合わせる手続という側面もある（198条2項）。実は民事執行手続の中ではこのような場合は、執行関係訴訟を除けば、ほぼ存在しない。そこで財産開示手続を契機とした和解成立の可能性が、以前から報告されているところであった。しかし、たとえ当事者間で新たな分割払いの約束などにより和解が成立したとしても、手続上、財産開示期日においてはそれを和解調書の形にすることができない。

今回の改正で債務名義の範囲が広がったことから、債務者にとっては前触れもなく財産開示に持ち込まれる可能性もある。そのため、従来よりも和解可能なケースが広がるのではないかと考えられる。財産開示手続における和解のための手続的整備も行うべきであったと考えられよう。

### 3 第三者からの情報取得手続（新設）

#### （1）第三者開示制度の必要性

令和元年民事執行法改正により債務者による財産開示手続は、確かに強化されたと考えられるが、債務者自身に自己の責任財産の開示を求めるものであり、もともと実効性を期待し難い。そこで、債務者の財産情報を有する第三者から情報を取得する制度が検討されてきた（ドイツ、フランス、韓国、台湾など諸外国にはすでに同様の制度がある）。

公的機関および公的な性質を有する機関から、不動産執行、債権執行に必要な情報の取得を可能とするものとして新設されたのが、第三者からの情報取得手続である。具体的には、登記所からは債務者名義の不動産（土地・建物）の所在地や家屋番号（205条1項）が、市町村・年金関係機関からは債務者に対する給与の支給者（債務者の勤務先）（206条1項）が、そして、金融機関・振り込み機関等からは債務者の有する預貯金口座の情報（支店名、口座番号、額）や債務者名義の上場株式・国債等の銘柄や数等（207条1項）が提供されることとなった（なお、不動産登記情報については令和3年5月1日から申立てが可能となっている）。

#### （2）改正の背景

これらの制度が導入されたのは、一般論として、債務者が財産を有するにもかかわらず、債権者が情報を得ることができないため強制執行ができないとすれば執行制度全体として問題となるという債務者の財産開示手続の強化と同様の理由のほか、特に、今日における財産形態の多様化があげられよう。つまり、一般債権者の場合、不動産執行を申し立てたとしても多くの場合、担保権者の存在により無剰余が常態化していること、動産執行はほぼ機能不全であることから、債権を典型とする無形の財産を含め、債務者財産を的確に把握するための手段を整備することが重要である。

平成15年民事執行法改正時にその導入は議論されていたが、ネックとなったのは、個人情報保護の見地からの問題点に加え、当時は預貯金口座に関する集約的な情報管理システムの普及が十分ではなく、結局、各金融機関（支店）に口座の有無を照会するほかないことであった。つまり例え導入したとしても、従来の実務における探索的債権執行の利用とかわらないこととなる。しかし、その後、システムが構築され状況は変化したと考えられる。また、個人情報保護の問題は法令に基づく場合には例外扱いとなる（個人情報保護法23条1項1号）。

### （3）既存の手段との関係

債務者の財産情報獲得手段には、従来、下記の3つの手段があった。

#### ① 財産開示手続

既に述べたように、財産開示はそもそも債務者が期日に出頭しないと話にならない。先述のように今回改正されたが、罰則強化のみで実効性が高まるかどうかは不明である（ドイツでは高まらなかった）。また、債務者が所在不明な場合には利用できず、限界がある。この点についてはこれまで、特に法的には制限がないものの、債務者の出頭は期待できないため公示送達は使わない運用となっていた。しかし、この点は、（5）②で見る財産開示前置との関係で修正が必要となる。例えば、東京地裁は財産開示が第三者の情報取得手続の前置とされたことにより、公示送達による開示義務者への送達を認めることにした（家庭の法11頁）。このように、債務者の財産開示は、今後は第三者の情報取得手続のための要件としての利用があると考えられる。

#### ② 弁護士会照会

近年、金融機関は弁護士会照会への対応に前向きになってきているが、そもそも利用できるのは弁護士会を介してであるため、弁護士をつけていない債権者は利用できない。また、個々の弁護士が直接照会できるわけでもない。とはいえ、債務者に秘密裡に複数回にわたる調査が可能であり、

有効であるとの指摘がある（関根久美子「実践！改正民事執行法に基づく金融機関からの情報取得手続」金法2155号6頁）。

他方、照会先にとっては報告義務の存否は不明確である上に、情報提供により損害賠償責任を負う場合もある（最判昭56・4・14民集35巻3号620頁）。照会先は不安定な地位におかれることから、限界があると考えられる。

### ③ 実務における「探索的」債権執行

判例（最決平23・9・20民集65巻6号2710頁）を前提とするならば、申し立てられた店舗の取り扱い範囲内の探索に過ぎない。また、本来的には債権者が具体的に特定すべき債務者の情報を、第三債務者とされる金融機関に対象範囲を識別させるという負担を負わせるものであった。そのため、判例は制限的に解していたと考えられる。

以上のように、既存の財産情報獲得手段はいずれも十分なものではなかった。

## （4）第三者の義務の理論的根拠

改正により導入された第三者からの情報獲得手続において、第三者は特に罰則はないものの情報提供に協力する義務を負うと考えられるが、これはどのような理論的根拠を有するか。これについては見解が分かれるところである。

まず、①訴訟法上の一般義務（証人義務等）類似のものと捉える考え方や、②債権執行における第三者の陳述義務類似のものとする考え方があるが、どちらも民事司法の適正・円滑な運営のために国民一般に課されることのある義務という点では共通の基盤を有している。

①は司法権の適正な行使を通じた社会全体の方と秩序の確立・安定や、真実発見を通じた司法制度への社会の信頼の維持などの「公的な利益」が認められると考えられているが、この考え方では国民一般に義務があることになり、限定的ではないところに問題がある。

②は債権執行を申し立てられた場合の第三者の義務であり、今回開示義務を負うとされた第三者と同様に解されるかもしれないが、そもそも債権差押命令発令にあたって執行裁判所は何らかの実体的判断をしているわけではないので、実際上は①と変わらないとも考えられる。

以上に対して、③開示を求められる第三者は執行債務者の金融資産を預かる立場にあることから、当該機関の公的使命または責務が開示義務の根拠となるとする立場がある（今回の立法より広い第三者を範囲とする）。この立場は、今回の改正では、生命保険の解約返戻金などを対象外としているところ（解約返戻金は探索的債権差押えで十分と考えられたこと、債務者の将来の生活維持には必要との意見が出て見送られた）、これらも含むべきとの主張にもつながる。

いずれも公的義務という観点が強いように思われるが、そもそも債権者と債務者の問題であり、そこにおいて債権者が手段を尽くしたが実効的な情報を取得しきれなかったというところから第三者に義務が生じるという観点を入れるべきではないだろうか。そのために、財産開示前置などの要件が存在していると考えられるのである。

## （5） 第三者開示の要件

### ① 申立権者

不動産情報と預貯金等情報について、申立権者は財産開示と同様、債務名義および一般の先取特権を有する債権者であり、また、執行不奏功の要件も財産開示と同様である（205条1項、207条1項・2項）。

これに対して勤務先情報については、債務者のプライバシー保護との調整が必要であるため要保護性の高い債権について執行力ある債務名義の正本を有する債権者に限られる。要保護性の高い債権とは、扶養料債権（151条の2第1項各号）と生命身体侵害の損害賠償請求権である（206条1項。このように債務名義上の金銭債権の実体法上の根拠に注目して執行手続の利用の可否を認めることはこれまでなかった）。

## ② 財産開示前置

次に、不動産情報および勤務先情報については、財産開示手続を事前に利用し、開示期日から3年以内であることが要件とされている（205条2項、206条2項）。

これに対して預貯金等情報については、預貯金債権の性質から密行性が重視されるため、財産開示手続前置をとっていない。

## （6） 情報提供方法

執行裁判所が第三者に対し情報提供を命じた場合、当該第三者は執行裁判所に対して、書面で情報提供をしなければならない（208条1項。なお、不動産情報について、205条1項の「法務省令で定める登記所」は東京法務局と定められた）。この情報提供をする際には、同時にその書面の写しを執行裁判所に提出し（規則192条1項）、執行裁判所がその書面の写しを申立人に送付し、かつ、債務者に対し、決定に基づいて財産に関する情報が提供された旨を通知する（ただし、第三者は債権者に書面の写しを直送することもできる。規則192条1項但書）。この通知は、申立人が債権等差押命令の手続を執るまでの時間を考慮し、当該事件の最後の第三者から裁判所に情報が提供されてから一定期間が経過したものについて、事件ごとに1回行われるとされており、例えば、東京地裁執行センターでは1ヶ月経過後の通知とされている。

このように、債務者が自己の財産情報の提供があったと知るのは、申立人である債権者に対して情報提供があり、一定期間が経過した後ということになる。特に財産開示手続を前置しない預貯金等情報に関しては、債務者は差押命令によって初めて事態に気づき、自己の財産情報が、第三者たる金融機関等によって開示されたことを知ることになる。

なお、第三者が決定を受けたにも関わらず、情報提供の拒絶や虚偽の情報提供をした場合に対しては罰則の規定はない。一般論としては、このような場合は不法行為に基づく損害賠償責任を負う場合もあるとの指摘があ



る（内野・Q&A152頁）。

### （7）閲覧請求ができる者

第三者によって開示された情報について、民事執行法17条の閲覧等の請求ができる利害関係人は、申立人、債務者、当該情報の提供をした者の他、その情報開示手続の申立人となりうる者である。すなわち、不動産情報、預貯金等情報については、債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者であり（209条1項）、債務者の給与債権に関する情報については、債務者に対して扶養義務等（151条の2第1項各号に掲げる義務）に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者である（209条2項）。

閲覧等の請求については、不動産情報、勤務先情報についても財産開示前置を要求していない。というのは、開示手続の実施にあたってはすでにいずれかの債権者の申立てにより債務者の財産開示手続が実施され、その期日から3年以内であることが要件であるから、あらためて財産開示を実施する必要はないとの考慮による。

申立人および閲覧請求ができる者（債務者および情報提供者を除く）は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないとされており（210条）、目的外利用については、30万円以下の過料に処される（214条2項）。

### （8）債務者の保護をどう考えるか

第三者からの情報取得手続が、債権者にとって実効的な債権回収につながる重要な手続であることは理解できるが、他方、債務者保護の観点からはどのように見ることができるか。

まず、不動産・勤務先情報の開示の場合には、財産開示手続が前置されているため、これにより債務者は財産開示手続の開始及びその後の第三者からの情報開示の可能性を予測することができる。前述のように不服があれば財産開示手続実施決定について不服申立手続があるほか、第三者からの情報取得手続については、執行裁判所による情報提供命令が債務者に送達され（205条3項、206条2項）、不服がある場合には執行抗告が認められている（205条4項、206条2項）。これらの決定は確定しなければ効力生じないので（205条5項、206条2項）、不服についての裁判に決着が着くまえに第三者により情報開示がなされることはない。

他方、預貯金等情報の開示の場合には密行性が優先されるため、まず、財産開示は前置されていない。さらに、預貯金等情報の開示の場合には、不動産・勤務先情報の開示では認められている執行抗告も認められていない（申立て却下の裁判についてのみ執行抗告可能。207条3項）。執行抗告が認められていない裁判について不服がある場合には、執行異議が可能であるとも言えるが（11条）、そもそも債務者は第三者による情報開示手続の進行を知ることが難しい。

つまり第三者による債務者の預貯金等の情報提供命令は、申立人及び当該決定により情報の提供を命じられた者に対して告知されれば（民執規188条）、これにより効力を生ずる（20条、民訴119条）。上述のように、債務者がそれを知りうるのは情報提供後（208条2項。実務的には1ヶ月後）で既に第三者からの情報取得手続は終了していることになるため、異議の利益を欠く。そのため、結局は、預貯金等の情報開示については、1つの完結した執行手続の中で債務者の救済方法がないということになる。

仮に不当執行を主張する場合、債務者としては請求異議の訴え等の提起、執行停止の裁判及び停止文書の提出などは可能である（211条による39条・40条、182条・183条の準用）。しかし、すでに見たように申立て可能な債務名義の範囲の拡大により、例えば債務者の関知しないところで作成された債務名義による執行や、正当に成立した債務名義によるが既に弁済済

みである場合など、第三者による預貯金等の情報提供に関しては債務者は手続開始及び進行を知り得ず、情報が開示され執行開始にまで至ることが考えられる。つまり情報をもとにして開始された執行手続において不服申し立てをすることになるのである。この点、転付命令などの利用により執行が迅速に終了する場合など、不当執行の場合には債務者にとって酷な結果となることも考えられよう。

このような事態を緩和するために、今回の改正では、例えば、債権執行が開始した場合、差押禁止債権の範囲の変更についての手続教示を新設している(145条4項)。第三債務者の情報開示により債権執行が開始したとしても、その差押えが債務者にとって酷であることを主張して、差押禁止範囲を拡大することができる(もちろん、逆に債権者のために差押禁止範囲を縮減することもできる)。

また、差押え対象が給与等の債権である場合、取立権の発生時期については差押命令が債務者に送達されてから1週間だったところ、4週間以降倒しされた(155条2項。但し請求債権が扶養義務等の債権である場合は1週間である)。これによって、債務者が執行抗告などの不服申し立てを利用するための時間的猶予を与えることになる。

さらに、転付命令等についても、その効力の発生時期について改正され、差押対象債権が給与等の債権である場合には、転付命令等が確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは効力を生じないとされた(159条6項、161条5項。同様に、供託の場合の配当実施時期も4週間経過後とされている。166条3項。ただし、但し請求債権が扶養義務等の債権である場合1週間である)。

これらの手続を事後的に(つまり債権執行開始後に)利用しやすくすることで、第三者からの情報取得手続の際には準備されていない債務者の手続保障の代わりとされ、密行性の要請との調整がはかられていると考えられよう。

## 4 おわりに

今回の債務者の財産情報開示に関する改正の目的は、債務名義を有する債権者の権利実現の実効性の確保であり、それが重要であることは十分理解できる。しかし、債務者の救済手続に関しては十分と言えるだろうか。特に第三者による預貯金等情報の開示については、その手続内に救済手段がない。また、例え救済手段があるとしても、執行によって情報が開示されれば、たとえ事後的に不当執行であることが認められたとしても情報開示がなかった状態に戻すことはできない。仮に執行が終了し金銭が債務名義を有する債権者に渡ったならば、實際上それを取り戻すためにはかなりの負担が必要となろう。この点、差し押さえられた債権が、給与等の債権である場合には、取立権の発生を後ろ倒しするなどの手当てはされている。しかし預貯金等の情報のように債務者に事前の不服申立て手段もなく、取立権の発生を後ろ倒しの配慮もない場合には、適時に不服を申し立てるのには困難が伴うように思われる。